三　無害化処理の用に供する施設が焼却施設である場合には、次に掲げる事項
イ　規則第十二条の七第五項の規定又は第五条の規定によりその例によることとされた規則第四条の五第一項第二号ト、リ、ヲ及びソの規定による測定に関する次に掲げる事項
(1)　当該測定を行った位置
(2)　当該測定の結果の得られた年月日
(3)　当該測定の結果
ロ　規則第十二条の七第五項の規定又は第五条の規定によりその例によることとされた規則第四条の五第一項第二号ヌの規定によるばいじんの除去を行った年月日
ハ　規則第十二条の七第五項の規定又は第五条の規定によりその例によることとされた規則第四条の五第一項第二号カ並びに規則第十二条の七第五項第二号ロ及びハ（第五条の規定によりその例によることとされた場合を含む。）の規定による測定に関する次に掲げる事項
(1)　当該測定に係る試料を採取した位置
(2)　当該測定に係る試料を採取した年月日
(3)　当該測定の結果の得られた年月日
(4)　当該測定の結果
四　無害化処理の用に供する施設が分解施設である場合には、次に掲げる事項
イ　規則第十二条の七第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、ニ及びホ(2)並びに第六号ニ並びに第十五項第二号ニ、第三号ニ、第四号ニ並びに第五号ニ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項
(1)　当該測定を行った位置
(2)　当該測定の結果の得られた年月日
(3)　当該測定の結果
ロ　規則第十二条の七第十四項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ、チ及びル、第五号ヘ並びに第六号ヘ、リ及びヲ並びに第十五項第二号ヘ、第三号ヘ、リ及びヲ、第四号ト及びヌ並びに第五号ト、ヌ及びワの規定による測定に関する次に掲げる事項
(1)　当該測定に係る試料を採取した位置
(2)　当該測定に係る試料を採取した年月日
(3)　当該測定の結果
(4)　当該測定の結果の得られた年月日
ハ　規則第十二条の七第十四項第四号ロ及び第六号ホ並びに第十五項第三号ホ、第四号ホ及び第五号ヘの規定による粒子状の物質等の除去を行った年月日
五　無害化処理の用に供する施設が洗浄施設である場合には、規則第十二条の七第十六項第二号の規定によりその例によることとされた第十四項第三号ホの規定による測定に関する次に掲げる事項
イ　当該測定に係る試料を採取した位置
ロ　当該測定に係る試料を採取した年月日
ハ　当該測定の結果の得られた年月日
ニ　当該測定の結果
六　無害化処理の用に供する施設が分離施設である場合には、次に掲げる事項
イ　規則第十二条の七第十六項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項
(1)　当該測定を行った位置
(2)　当該測定の結果の得られた年月日
(3)　当該測定の結果
ロ　規則第十二条の七第十六項第三号ヘ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項
(1)　当該測定に係る試料を採取した位置
(2)　当該測定に係る試料を採取した年月日
(3)　当該測定の結果の得られた年月日
(4)　当該測定の結果

（環境大臣に報告する事項）

第十一条　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の十六第一項第四号の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

一　無害化処理生成物の種類、性状、数量及び処分方法ごとの処分量

二　無害化処理生成物が利用される場合には、その利用状況

○環境省告示第七十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の五第一項第二号ニからトまでの規定に基づき、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月二十四日から適用する。

環境大臣　小沢　鋭仁

第六号に次のように加える。

ヘ　法第十五条の四の四第一項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者お当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）

第七号に次のように加える。

ト　前号ヘに掲げる方法

第八号に次のように加える。

ト　第六号ヘに掲げる方法

第九号中「ホまで」を「ヘまで」に改める。

第十号中「ヘまで」を「トまで」に改める。

第十一号中「ヘまで」を「トまで」に改める。

第十二号中「及びト」を「、ハ及びト」に改める。

第十三号ロを次のように改める。

ロ　第六号ヘに掲げる方法

○環境省告示第七十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二十四の四第一号及び第十二条の十二の十六第一号の規定に基づき、石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成十八年七月環境省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月二十四日から適用する。

環境大臣　小沢　鋭仁

平成二十一年十一月十日

第一条第一項中「第二項第一号」を「第二項第五号」に改める。

○環境省告示第七十二号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第六条第一項の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成十五年四月環境省告示第六十五号）の一部を次のとおり変更したので、同条第三項の規定により公表する。

環境大臣　小沢　鋭仁

平成二十一年十一月十日

第1章第1節に次のように加える。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（以下「電気機器等」という。）（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器等を除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等」という。）が存在し、使用中のものも含めた量は、柱上トランス以外の電気機器が約120万台、柱上トランスが約330万台、ＯＦケーブルが約1,400kmであると推計されている。

第1章第2節2中「低圧トランス、低圧コンデンサ」を「ポリ塩化ビフェニルを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサ」に、「安定器等」を「安定器その他これらと同程度」に、「及び感圧複写紙」を「、感圧複写紙」に改め、「（以下「汚染物等」という。）」の次に「並びに微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等」を加える。

第2章第5節1中「高圧トランス等」の次に「及び汚染物等」を加え、「、これらの機器が大型であって」を削り、同節2中「高圧トランス及びコンデンサが廃棄物となった」を削り、「必要となるポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「必要となる高圧トランス等及び汚染物等」に改め、同節を同章第6節とし、同章第4節を同章第5節とし、同章第3節2(3)中「高圧トランス等」の次に「及び汚染物等」を加え、同節の次に次の1節を加える。

第4節　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理の推進

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、日本環境安全事業株式会社における処理対象となっておらず、次のとおり、処理体制の整備等を図ることにより、安全かつ効率的な処理を推進することとする。

1　処理体制の整備

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、廃棄物処理法第14条の４又は第15条に基づき都道府県知事が特別産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、同法第15条の４の４に基づき環境大臣が微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理業者について無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとする。

また、国は、処理施設の円滑な整備、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理技術の評価及び微量のポリ塩化ビフェニルの混入状況の確認に対する支援を行うこととする。

2　測定方法の確立

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の安全かつ効率的な処理を推進するため、国は、絶縁油中のポリ塩化ビフェニルを短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の確立を図ることとする。